

監護相当・生計費の負担についての確認書

認定番号:

記入例

私は、以下に記載する者（注1）について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること（注2）を下記のとおり申し立てる。この証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。また、状況等に変更が生じ、監護相当・生活費の負担をしている事実がなくなった場合には、随時変更の申立てを提出します。

注1 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの

注2 当該者があなたの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合

1 人目 （大学生相当）	ふりがな	続柄	性別	生年月日						住所（別居の場合のみ）	個人番号（市内在住の場合省略可）													
	氏名																							
	わこう さつき 和光 さつき	子	男 女	平成 令和	**	年	**	月	**	日	**県**市*****	**	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	職業等（いずれかに○）※	通学先（学生の場合のみ）						卒業予定時期（学生の場合のみ）			申立人による監護相当の状況（いずれかに○）						申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）							
学生 ・ 無職 ・ その他	****大学						令和**年**月			1. 同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2. 別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3. その他（ ）						1. 生活費（食費、家賃等） 2. 学費 3. その他（ ）								
2 人目 （大学生相当）	【「職業等」の欄について】 ※大学生、短大生、専門学校生など学生の場合は、「学生」に○をつけ、「通学先」と「卒業予定時期」を併せて記載してください。 ※高校等卒業後就職していない場合（予備校生など）は、「無職」に○をつけてください。 ※高校等卒業後就職している場合は、「その他」に○をつけてください（なお、学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください）。なお、就職先の記載は不要です。 ＜18歳の年度末（高校卒業）前に本様式を提出される方へ＞ 18歳年度末（3月31日）の到来前に本様式を提出する場合には、4月以降の監護相当・生計費の負担の状況の見込みを記載してください。「見込み」には、進学予定先や就職内定先のほか、進学先又は就職先が決まっていない場合には「未定」と記載してください。										住所	↑「生計費の負担をしている」こととは、受給者の方の収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常の生活水準を維持することができないことをいいます。												
											申立人による監護相当の状況（いずれかに○）						申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）							
											1. 同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2. 別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3. その他（ ）						1. 生活費（食費、家賃等） 2. 学費 3. その他（ ）							
											住所（別居の場合のみ）						個人番号（市内在住の場合省略可）							
3 人目 （大学生相当）																								
											申立人による監護相当の状況（いずれかに○）						申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）							
											1. 同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2. 別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3. その他（ ）						1. 生活費（食費、家賃等） 2. 学費 3. その他（ ）							

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

↓ 申立人の欄には、児童手当を受給される方父母のうち生計中心者（所得がより高い方）の住所・氏名・生年月日をご記入ください。

令和**年**月**日

【申立人】（児童手当の請求者・受給者）

住所 和光市広沢1-5

氏名 和光 太郎

生年月日 昭和・平成**年**月**日

※この書類は、3人以上（22歳到達後の最初の3月31日を迎えるまでの年齢に限る）お子さんを養育している場合、かつ、大学生相当（18歳に達する日以後の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日まで。就学の有無は問いません。）にあるお子さんを養育している場合に提出が必要となります。